

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年1月28日

今治警察署長 村上 隆文

1 入札に付する事項

(1) 件名

自動販売機設置に係る県有財産の貸付け

(2) 貸付物件及び貸付期間

ア 貸付物件

物件番号	区分	施設の名称 (所在地)	設置場所	貸付面積	設置 台数
1	土地	今治警察署 (今治市旭町1丁目4番地2)	庁舎入口前	1.20 m ²	1台

イ 貸付期間

物件番号	貸付期間
1	令和8年4月1日から令和11年3月31日

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のアからカのいずれにも該当する者であること。

ア 知事の審査を受け、令和5・6・7年度における愛媛県の製造の請負等に係る競争入札参加資格を有すると認められた者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 法令等の規定により販売について許認可等を必要とする場合には、その許認可等を受けている者であること。

エ 入札参加申込書の提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

オ 法人にあっては、愛媛県内に本店、支店又は営業所を有する者、個人にあっては、愛媛県内に居住し業を営んでいる者であること。

カ 過去5年以内に、愛媛県内での自動販売機設置の実績を有している者であること。

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

令和8年1月28日（水）から2月24日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 提出場所

今治警察署会計課

〒794-0042

今治市旭町1丁目4番地2

電話 (0898)34-0110

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、令和8年2月24日（火）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

オ 結果の通知

入札参加申込書の提出者には、令和8年3月3日（火）午後5時15分までに、確認結果を通知します。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札説明書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先

(2) イに掲げる場所

イ 入札説明書及び入札参加申込書の交付方法

(2) イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明

令和8年1月28日（水）から2月12日（木）まで、貸し付けする物件の所在地において、随時、現地説明を行うので、希望者は(2)イへ直接申し込むこと。

3 入札及び開札

(1) 入札書の提出場所

今治警察署会計課

〒794-0042

今治市旭町1丁目4番地2

電話 (0898) 34-0110

(2) 入札書の受領期限

物件番号	日時
1	令和8年3月4日（水）午後1時30分

(3) 開札の日時

上記（2）と同じ

(4) 開札の場所

今治市旭町1丁目4番地2

今治警察署6階大会議室

(5) 入札書の提出方法

持参又は郵送等により提出（必着）すること。電送による提出は、認めない。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) **入札の無効**

2 (1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) **落札者の決定方法**

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第 133条の規定に基づいて作成された予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(5) **契約保証金**

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

(6) **契約書作成の要否**

要

(7) **その他**

詳細は、入札説明書による。

別紙 1

【 位置図（設置予定箇所）】



仕 様 書

1 貸付物件

物件 番号	区分	施設の名称 (所在地)	設置場所	貸付面積 (幅×奥行)	設置 台数	位置図	販売品目	その他 の条件
1	土地	今治警察署 (今治市旭町1丁目4番地2)	庁舎入口前	1.20㎡ (1.2m×0.9m) 及び (0.3m×0.4m)	1台	別紙の1 のとおり	清涼飲料水等 (缶、PETボトル)	別紙の2 のとおり

注1 貸付面積は、自動販売機本体の設置部分に加えて、放熱余地及び転倒防止器具・使用済み容器回収ボックス等の付属設備の設置部分を合わせた面積である。

注2 参考資料は別紙2の3のとおりである。

2 電気料金及びその他必要経費

電気料金は設置者の負担とし、その使用実績に基づき県が算定した額を県に支払うこと。（算定するための子メーターは、設置者が自らの負担で設置する。）

なお、自動販売機を設置している施設に関し、耐震工事等を行うため設置済みの自動販売機を施設内で移設させる必要が生じた場合についても、移設にかかる費用は設置者の負担とする。

3 転倒防止措置

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付規準」（自動販売機据付規準策定委員会作成）を遵守した転倒防止措置を講じること。

4 付属設備

自動販売機、転倒防止器具・使用済み容器回収ボックス等の付属設備は、物件ごとに示した場所に貸付面積を超えないものを設置すること。

5 販売実績の報告

次回入札の参考資料とするため、設置者は、年度の販売実績（1台ごとの販売数量、販売金額）をとりまとめ、翌年度4月末日までに施設管理者に販売実績報告書（任意の様式で可）を提出すること。

6 使用上の制限

- (1) 賃貸借契約書の貸付条件を遵守し、貸付料等を定められた納入期限までに確実に納めること。
- (2) 県の承認を得ないで自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は担保に供しないこと。
- (3) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。
- (4) 販売品目は、物件ごとに本書記載のとおりとし、標準販売価格（定価）を上回る価格での販売は行わないこと。

7 維持管理責任

- (1) 販売品の補充、釣り銭管理など自動販売機の維持管理は、設置者が責任をもって行うこと。
また、販売品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 使用済み容器回収ボックスは、販売品の容器の種類に応じたものを設置し、設置者の責任で適切に回収、リサイクルすること。
- (3) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出・検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。
- (4) 自動販売機の故障・問い合わせ及び苦情については、設置者の責任において対応すること。

また、自動販売機に故障等が起こった場合の連絡先を明記すること。

8 原状回復等

設置者は、貸付期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに原状に回復すること。

また、設置者は、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した経費、有益費その他一切の費用について、県に対し、その償還等の請求をすることができない。

別紙2

1 位置図

別紙1のとおり。

2 その他の条件

物件番号1番

- (1) 愛媛県災害対策本部設置時または当該施設に避難者の受入があったとき（以下「災害時」という。）に、施設管理者の操作により在庫商品が無償提供できる機能へ切り替えることが可能な機種であること。
- (2) 災害時は施設管理者の文書による要請（急を要する場合は電話その他の方法により、事後に文書を送付）に基づき、在庫商品が無償提供すること。

3 参考資料

物件 番号	前年度の庁舎管理料（注）	前年度の販売数量	その他
1	電気料金 48,447円	缶・ペットボトル 5,238本	

注 現在設置している自動販売機について、前年度に県が自動販売機設置者から徴収した貸付料を除く電気料金等の管理費用である。